

## 模倣品・海賊版対策に関する意見書

内閣官房

知的財産戦略推進事務局 御中

日本商品化権協会  
理事長 山科 誠

日本商品化権協会は、商品化権に関する唯一の団体として、昭和 52 年 4 月に発足し、キャラクター・ビジネスの法的保護の明確化、権利擁護と共に、不正使用の撲滅、不正商品の排除に努めてまいりました。発足当時は、アニメ製作会社、映画製作会社、原作者、テレビ局、広告代理店、著作権窓口（タレントプロダクション、海外キャラクターの日本代理店など）等 32 社のライセンサー団体として発足しましたが、現在はこれにライセンサー部門や一般加盟社を加え、78 社で構成されている団体であります。

この立場から当協会として下記事項につき、是非政府のご協力をいただきたいこともあり、意見を申し述べさせていただきます。

当協会が考える海外における模倣品・海賊版対策、特に模倣品・海賊版被害の多い中国に関する現状の問題点は以下の通りです。

1. 中国で法的執行を行うために、国内ライセンサーが準備するもの（損害額の立証、場合によっては侵害者の特定など）が国内よりも厳しく、告訴が困難な環境が存在していること及び産業保護の立場などから、告訴しても効果が現れない事態が発生しています。

実際 2002 年 11 月に中国北京紅橋市場で購入した模倣品 4 点に対し、国内ライセンサー 2 社及び国内メーカー 1 社が中国公安部に対し、侵害者不詳のまま著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害で刑事告訴したが、2003 年 11 月現在当公安部からは「捜査中」の回答しか得ておらず、2003 年 11 月現在においても北京紅橋市場において同一模倣品は販売されており、捜査の進展は見られない状況であります。

2. 中国における模倣品・海賊版メーカーは、商標権侵害で告訴された実例から、作品名・会社名などの商標を使用しない形での模倣品・海賊版を製造販売するなど、模倣品・海賊版の高度化・巧妙化が起きており、より一層告訴が困難な環境が発生しています。

以上、当協会が考える中国で抱える模倣品・海賊版対策の主な問題点であります。そこで政府で行っていただきたい模倣品・海賊版対策を提言させていただきます。

1. 中国における「模倣品・海賊版の犯人を検挙できる体制」の早期実現。

模倣品・海賊版対策として、一番重要なことは「模倣品・海賊版の犯人を検挙すること及び模倣品・海賊版製造の用に供された金型など機材を押収すること」と考えます。しかし問題点1で申した通り、告訴するに当たっては国内より厳しい環境が存在している現状を考えますと、現在政府が行っている「WTOの対中国経過的審査メカニズム（TRM）」におけるTRIPS協定遵守を今後6年間で諮るのでは対策が遅すぎると考えます、よって早期のTRIPS協定遵守の実現を、WTO理事会等を通して中国に確約を取っていただくか、政府間交渉で「模倣品・海賊版の犯人を検挙できる体制」を早期に実現していただきたいと考えます。

2. 中国及び海外で模倣品・海賊版販売などの知的財産権侵害訴訟を行っている企業への支援制度の確立。

模倣品・海賊版対策として、次に重要なことは「模倣品・海賊版がでたら告訴すること」と考えます。その障害となっているのが「費用対効果」の問題です、特にキャラクターライセンス商品は一商品当りの売上規模が少額であるため、侵害調査及び侵害資料翻訳料などの初期段階費用を捻出することが大変困難な状況で、国内ライセンサーはその「費用対効果」を考えて模倣品・海賊版対策をあきらめているのが現状です。そこで中国及び海外における知的財産権侵害訴訟を行っている企業に対する訴訟費用の面、法的執行の面などで支援する体制を確立すべきではないかと考えます。

ちなみに、東京都は中小企業向けに知的財産権侵害に対する訴訟に対する支援制度を2004年4月より実施する旨の新聞報道が昨年12月にありました。政府としてもこの点は考慮すべきではないかと考えます。

3. 模倣品・海賊版製造販売などによる知的財産権侵害国に対する、経済制裁の実施を含む「日本版スペシャル301条」の制定。

知的立国を掲げる日本としては、日本の財産である知的財産権を保護育成するためには、民間企業の訴訟だけでは、どうしても限界が生じます。やはり相手国政府の自助努力を引き出すことが重要かと考えますので、知的財産権侵害国に対する経済制裁の実施まで行える「日本版スペシャル301条」制定をお願いしたいと考えます。

4. 模倣品・海賊版対策として「模倣品・海賊版を買ってはいけないキャンペーン」の実施

模倣品・海賊版販売地域で、一般消費者に対する知的財産権の意識向上をめざしたキャンペーンを民間、国及び侵害国共同で、TVCM・新聞広告・イベントなど通じて侵害国の一般消費者に対する知的財産権意識の啓蒙を、時間をかけて行うべきではないかと考えます。

以上。